

① 告示・実施要綱・標準カリキュラムの説明

相談支援専門員について（現行）

（基準）

- 指定計画相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員を配置。

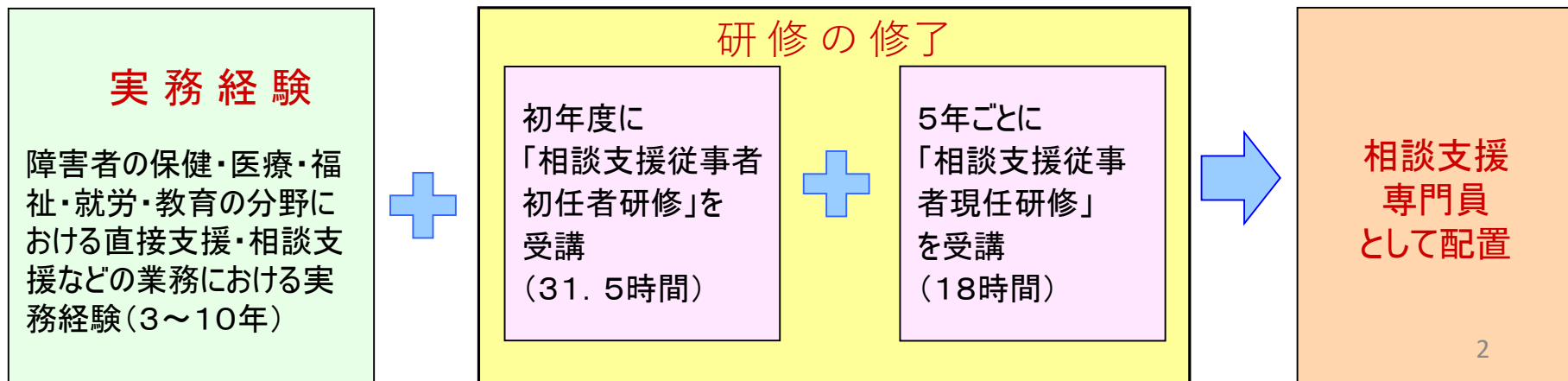
（経緯）

- 障害児（者）地域療育等支援事業等、補助事業による相談支援事業の担い手養成として平成10年より知的、身体、精神の障害種別毎に障害者ケアマネジメント従事者養成研修が開始された。
- 平成18年施行の障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として相談支援専門員が位置付けられ、その養成研修として障害者ケアマネジメント従事者養成研修を3障害を統一のものとして改定した相談支援従事者研修（初任者研修・現任者研修）が実施されることとなった。
- 平成20年には社会保障審議会障害者部会において地域における相談支援体制やケアマネジメントのあり方に対する議論が行われ、障害児支援や地域移行支援等について専門コース別研修（任意研修）を新設し研修体制の充実が図られた。

（現状）

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 9, 364箇所（平成29年4月1日現在）
- 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 19, 083人（平成29年4月1日現在）

【相談支援専門員の要件】



研修の位置付け

基準省令

指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二七)
指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二八)
指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二九)
(従業者)

○一般(特定・障害児)相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を配置する。

告示

指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(令和元・九・一〇厚労告一一三)
指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二七)
指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二五)

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3~10年)



研修の修了

初年度に
「相談支援従事者初
任者研修」を修了
(42.5時間)



5年ごとに
「相談支援従事者現
任研修」
を修了
(24時間)

通知

相談支援従事者研修事業の実施について(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

- 相談支援従事者研修事業実施要綱
- 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- 相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- 専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による初任者及び現任研修は標準カリキュラム以上の内容で実施する。

相談支援専門員の実務経験

告示の書きぶり、
並びに変更予定

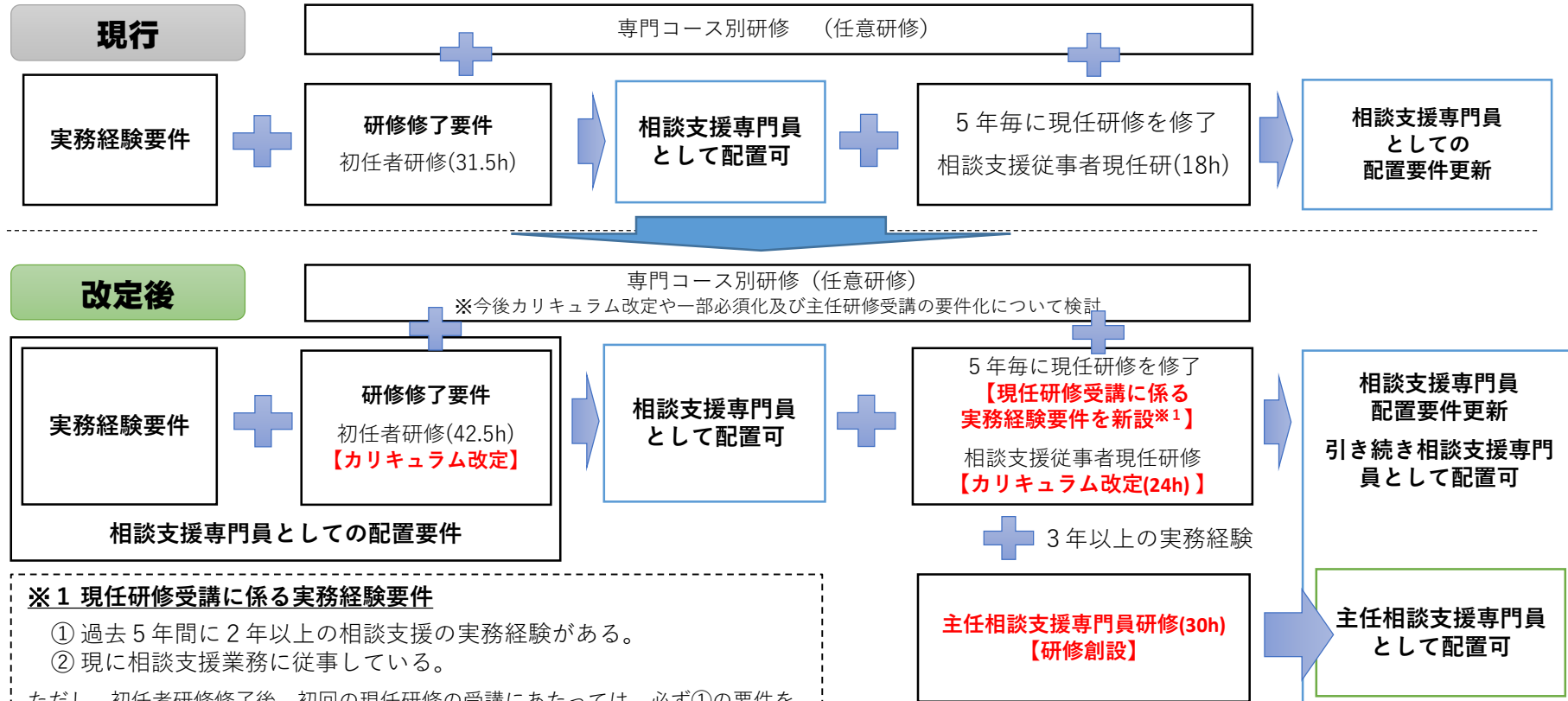
		業 務 内 容	年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5 年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 2 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10 年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5 年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に 5 年以上従事している者	3 年以上

※ 1 平成 18 年 10 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 18 年 9 月 30 日までの間の期間が通算して 3 年以上

※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



※1 現任研修受講に係る実務経験要件

- ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ② 現に相談支援業務に従事している。

ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。

※主任研修を修了した場合、現任研修を修了したものとみなす。

相談支援専門員研修の告示別表

初任者研修（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

現任研修（現行）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

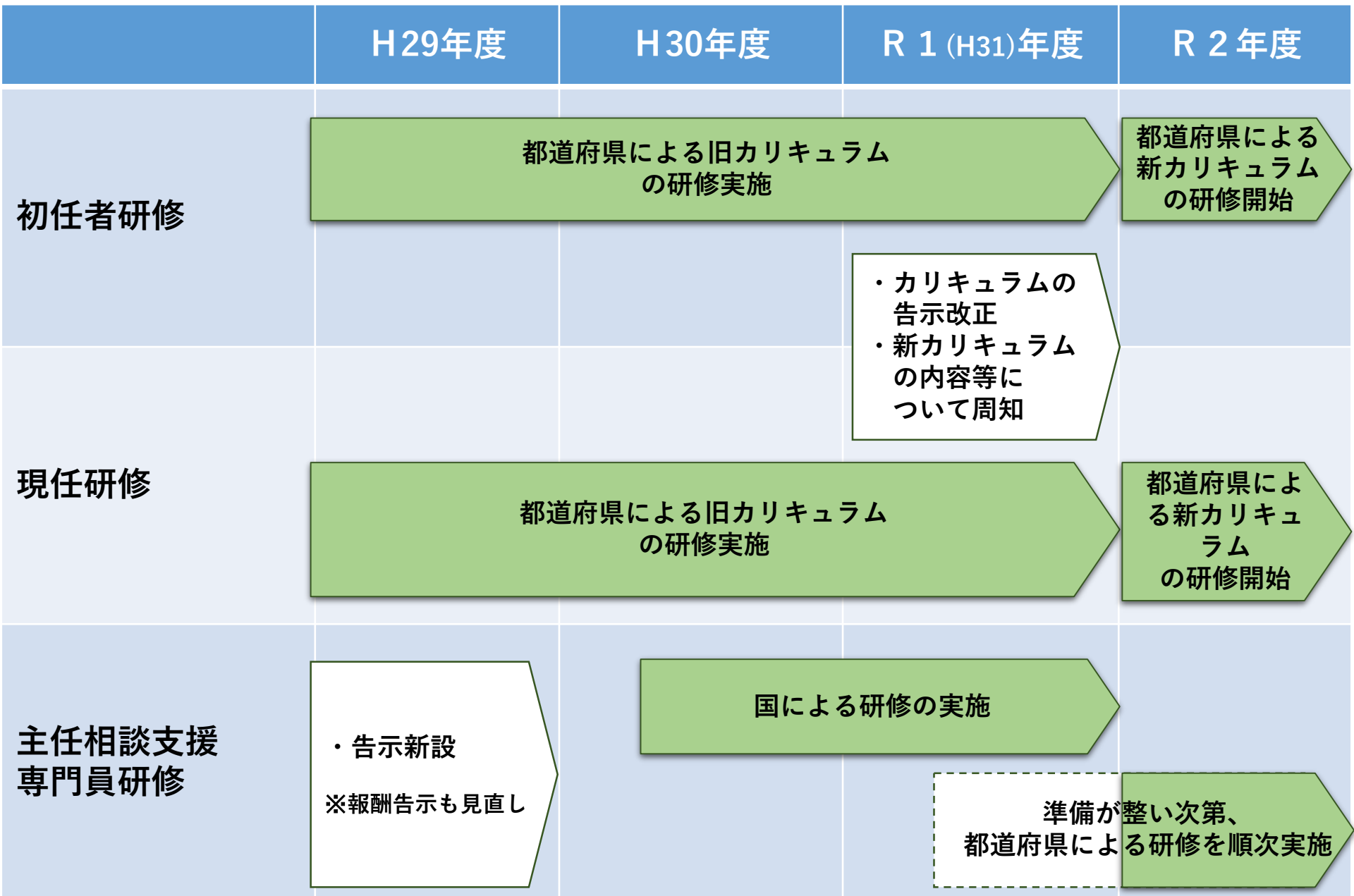
新 設

初任者研修（見直し後）		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修（見直し後）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

見直しのスケジュール



・カリキュラムの告示改正
・新カリキュラムの内容等について周知

準備が整い次第、
都道府県による研修を順次実施

相談支援専門員養成の現状及び課題

- 各都道府県による相談支援専門員の養成に関しては、これまで各都道府県の研修の指導者等向けの相談支援従事者指導者養成研修を国において実施してきており、各都道府県による養成研修の質の向上を図ってきた。しかし、各都道府県の研修実施体制に差があり、研修内容の違いが大きくなったり質の差が広がっているという指摘がある。
- また、社会保障審議会障害者部会報告(平成27年12月)では、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援専門員の養成について以下の指摘がなされた。
 - ・ 相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しを行うべき。
 - ・ 「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員等の研修カリキュラムの中にも位置付けるべき。
 - ・ 指導的役割を担う人材(主任相談支援専門員)の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。
- さらに、「相談支援の質の向上のための検討会」における議論のとりまとめ(平成28年7月)では、人材育成の方策について以下のように提言されている。
 - ・ 基本相談支援を適切に行える相談支援専門員の育成を基盤とし、計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う。
 - ・ より幅広い問題解決能力を要する支援、地域への働きかけを伴う支援等、個々の能力や経験等に応じた段階的な人材育成が図られる仕組み作りを検討する必要がある。
 - ・ これまで実施されている「初任者研修」及び「現任研修」のカリキュラムの更なる充実に加え、事業所や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な人材育成が図られるよう、例えば次期研修までの間に実地研修(OJT)を組み込むべきである。
- 上記の指摘等を受け、現在求められる役割に対応できる相談支援専門員を養成していくための現行カリキュラムの見直し及び新たなカリキュラムの創設が必要となっている。



- 上記課題に対応すべく、平成28年～29年度において厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムの開発について取り組んできたところ。

現行研修の都道府県での実施上の課題について①

① カリキュラム上の課題（・改善の要望）

- ・ 到達目標、研修構造がわかりづらい。
- ・ 講義と演習の連動性が薄い。
- ・ 障害の(特性)理解について取り扱う時間が少ない。
- ・ 法制度について取り扱う時間が少ない。
- ・ 類似の講演の連続となってしまうケースが散見される。
- ・ 本人中心支援や意思決定支援などを演習で丁寧に扱うべき(時間が足りない)。
- ・ 「地域づくり」の内容が協議会に特化することに違和感がある。
- ・ 基本相談に触れる時間的余裕がない。
- ・ 関係性の構築や相談面接技術について触れる時間的余裕がない。
- ・ ケアマネジメントプロセス全体を丁寧に扱う時間的余裕がない。
- ・ モニタリングについても演習等で取り扱うべきだが時間的・技術的に困難である。
- ・ 演習で用いるケアマネジメントツールの見直しが必要。
- ・ モデル事例の選定・作成方法を見直し、都道府県間のばらつきを低減すべき。
- ・ 提出課題の選定等に明確な指針を示すべき。
- ・ 提出課題の程度の差が激しく、グループ演習での使用に耐えないものもある。

(H28 厚生労働科学研究 H28-身体・知的-一般004 報告書, p62-63)

現行研修の都道府県での実施上の課題について②

② 研修実施・運営上の課題

- ・ 都道府県間での実施内容の違いがある。
- ・ 独自に研修日程・内容を追加している場合がある。
 - ¶一概に否定されるものではない。
- ・ 受講しても実務に就かない者が多い。
- ・ 受講の動機付けが低い者が多い。
 - 例：「自分は受けても受けなくてもよいが、人に言われたから受講した」等
- ・ 受講態度が悪い者が多い。
- ・ 演習の実施形態やグループワークの際の1グループあたりの受講生数、講師の数等に差がある。
- ・ 演習講師の間の質の差がある。
- ・ 講師の動機付けが低い者がいる。
- ・ 特定の人に研修企画立案の負担がかかる場合がある（地元自治体の理解が得られない）。
- ・ 講師の人数確保が困難。
- ・ 講師の選定基準が不明確。
- ・ 受講人数が多い都道府県では講師や財政上の負担が大きい。
- ・ 島嶼部がある、広面積で移動に困難があるなど開催に配慮を必要とする場合がある。

(H28 厚生労働科学研究 H28-身体・知的-一般004 報告書, p63-64)

相談支援専門員研修制度の見直しに関する指摘と対応について

第91回社会保障審議会障害者 部会資料における指摘

(指摘内容)

- 障害当事者の団体から、相談支援専門員の人数が不足していると考えられる状況の中で、特に相談支援従事者初任者研修の研修時間の増加は現場の実態に合っていない。また、研修カリキュラムの見直し案作成のプロセスにおいて障害当事者の意見が反映されていない。
- 研修内容について、障害者のエンパワメントの視点が十分ではない、セルフケアプランの位置付けに関して必要な講義を含めるべき。
- 移動が困難な障害当事者が研修を受講しやすくなるような工夫が必要。

相談支援の質の向上に向けた検討会（第6回～第9回）を踏まえた今回の見直し内容

(対応)

【検討会の開催】

- 身体障害、知的障害及び精神障害の障害当事者が参画した検討会を設置し検討（全4回開催）。

【研修カリキュラムの見直し】

- 初任者研修標準カリキュラムに関して、相談支援の基本的視点の獲得目標に「エンパワメント」の理解、相談支援が「利用者の立場に立って」行われることなどの記載をさらに強調、講義内容について、「セルフケアマネジメントの重要性についての理解」等の記載を追加

【当事者の受講時の留意点】

- 障害のある受講者等への合理的配慮の実施についてとその具体的例示を記載
 - ・ 年度を越えた長期履修
 - ・ 基幹相談支援センター等における演習等の実施
 - ・ 事前の研修資料の提供、障害特性に応じた必要な情報保障等を具体的に例示（例：点字資料の準備、テキストデータの事前提供）
 - ・ 合理的配慮の実施状況に関するモニタリングを実施

【運用に当たっての考慮事項等】

- 各都道府県での格差是正等
 - ・ 地域間格差を是正するため、必要な講義については共通資料を作成、研修内容の実施状況について確認
 - ・ ガイドライン等により必要な講義については障害当事者の参画を促す
- 標準カリキュラム等の改善のための検証、研修資料の開発
 - ・ 厚生労働省が実施する指導者養成研修にあたり、障害当事者である相談支援専門員を増員し研修内容等の検討を行う
 - ・ 標準カリキュラムを展開する都道府県研修の基盤となる共通資料のあり方について、都道府県の研修実施状況を踏まえ、必要に応じて継続的に検証

② 新カリキュラムのポイント

カリキュラム見直しのポイント

(1) 告示・標準カリキュラムの見直し (獲得目標、学習内容、時間数)

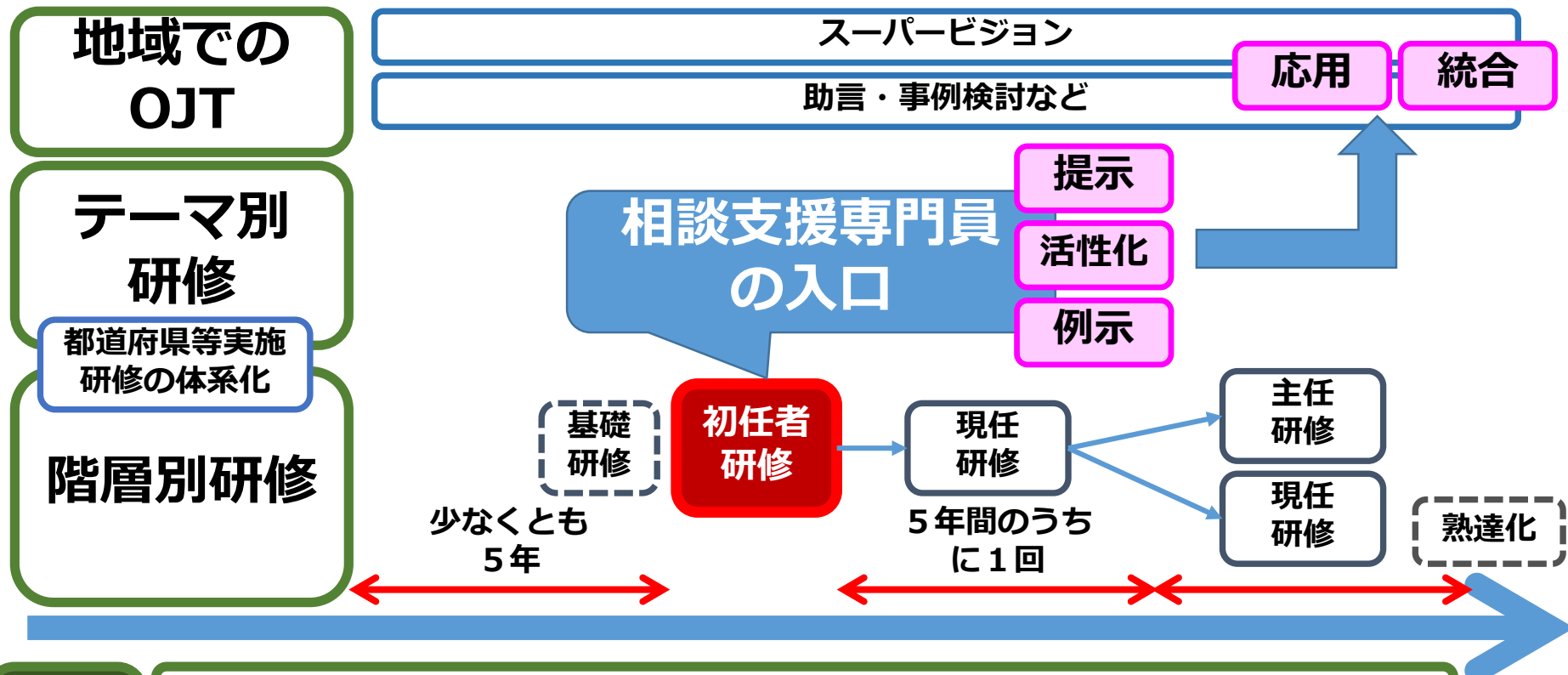
(2) 教育方法の見直し 厚生労働科学研究・障害者総合福祉推進事業の成果

- ・主体的かつ参加型の学習方法への転換(学習観の転換)
 - ・演習や実習のさらなる重視
 - ・オープンエンドアプローチの視点の導入 cf. 実践場面との整合性
- ・研修全体の連動性の重視
- ・継続的な学びの必要性の強調
 - ・研修における実習の導入(初任)や推奨(現任)
 - ・実地教育(OJT)との連動の導入
 - ・スーパービジョンや合議の場の体験等を導入(初任・現任)
 - ・自己評価等の導入を推奨(初任・現任)

→ 都道府県における企画立案方法の見直し

- ・検討体制、研修体系、教材開発、講師選定・確保、地域との連動など

継続的な学びの中での初任者研修とその獲得目標



獲得目標

- ① 地域を基盤としたソーシャルワークとしての障害者相談支援の価値と知識を理解する。
- ② 基本相談支援の理論と実際を理解し、障害者ケアマネジメントのスキルを獲得する。
- ③ 計画相談支援の実施に関する実務を理解し、一連の業務ができる。
- ④ 地域づくりとその核となる（自立支援）協議会の役割と機能を理解する。

初任者研修の構造

提示

講義

- ・必要な学びの構造や内容を提示。
- ・動機づけを高める(ミッション!)
- ・具体的な中味を知る、やってみせる。

活性化

例示

演習 1

- ・自分で体験してみる(試してみる)。
- ・自ら主体的に参加して学ぶ。
- ・統制された環境でモデルを学ぶ。

応用

実験

統合

経験

実習 1

- ・自分で実地で体験してみる。
- ・実地の複雑性の中で実践的に学ぶ。

演習 2-1

- ・自らの実践を言語化し、表現する。
- ・多様な視点で検討し、気づきを持つ。

省察

統合

経験

実習 2

- ・演習2-1での気づきを元にさらに実地での体験を深める。
- ・実地の複雑性の中で実践的に学ぶ。

演習 2-2

- ・自らの実践を言語化し、表現する。
- ・多様な視点で検討し、気づきを持つ。

省察

演習 3

- ・これまで学んだことの定着を図る。
- ・多様な視点で検討し、気づきを持つ。

省察

概念化

演習 4

- ・研修の振り返り(省察)を行い、今後の実践への指針を得る。

- ・抽象から具体へ
- ・理論から実践へ
- ・単純から複雑へ

現場に戻ってからも続けてほしい、スーパービジョンやケースレビューの体験を通して学ぶ。

平成30年度
障害者総合福祉推進事業における
モデル研修での研修ガイダンス資料例
(一部改変)

この研修の構造と各科目の関連

●第1日目 平成30年11月23日(祝) 埼玉会館7A会議室

区分	科目名	項目	時間
講義	講義1 相談支援概論	オリエンテーション 研修受講ガイダンス	本研修の獲得目標 プログラム概要 9:30~10:20
		① 相談支援の目的	13:00~14:00
		② 相談支援の基本的視点Ⅰ	
		③ 相談支援の基本的視点Ⅱ	
		④ 相談援助技術	

なぜ、そういう活動(仕事)が必要なの？

どういう姿勢で臨めばいいの？

価値
理論

実際

●第2日目 平成30年11月24日(土) 埼玉会館7A会議室

区分	科目名	項目	時間
講義	講義2 講義3 講義4 講義5	障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス	9:30~10:30
		障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本	10:40~11:10
		相談支援におけるケアマネジメント手法とそのプロセス	ケアマネジメントとそのプロセス、基本的視点 多職種連携とチーム支援 13:10~14:40
		相談支援における地域への視点	地域における相談支援体制 地域づくり、資源の改善、協議会の運営・活用 14:50~16:10
		研修のまとめ	研修のまとめ 16:10~16:30

具体的にどうするの？

知識

技術 実践

どうしたら私でもできるようになる？

具体化
統合化

区分	科目名	時間
演習	3日目 12月15日(土)	<モデル演習> 演習1 相談支援におけるケアマネジメントに必要な視点と技術(ケアマネジメントおよびサービス等利用計画作成に関するプロセス体験演習)
	4日目 12月16日(日)	実習1 課題① 相談支援プロセスの実践① 課題② 地域資源に関する情報収集 実習2 課題③ 相談支援プロセスの実践③
	5日目 1月12日(土)	演習2-1 実践研究1 <実習課題に基づくアセスメントの検討>(スーパービジョンの体験)
	6日目 1月13日(日)	演習2-2 実践研究2 <実習課題に基づく再アセスメントおよび支援方針(計画案)の報告と共有>(ケースレビューの体験)
	7日目 1月14日(祝)	演習3-1 実践研究3 <ケアマネジメントプロセスの定着演習> 演習3-2 振り返り演習および研修全体の振り返り

体験
応用

省察

省察

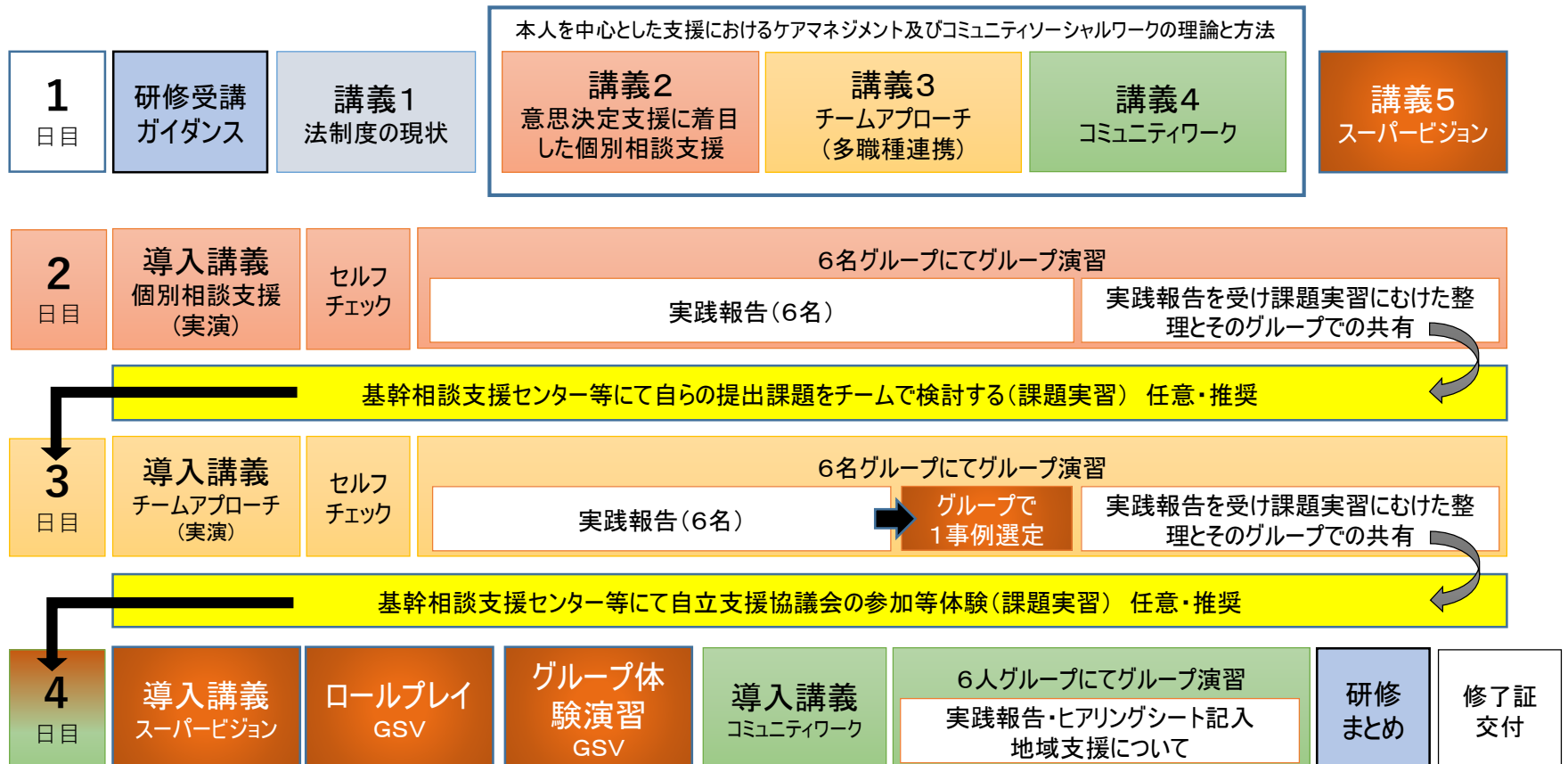
概念化
定着

現任研修の構造

【獲得目標】

※初任者研修で扱った価値・知識・技術

- ① 相談支援の基本※を理解し、それを基盤とした実践を行うことができる。
- ② チームアプローチ(多職種連携)の理論と方法を理解し、実践することができる。
- ③ コミュニティワーク(地域とのつながりやインフォーマルの活用等)の理論と方法を理解し、実践することができる。
- ④ スーパービジョンの理論と方法を理解するとともに、継続的に研鑽を継続した実践をすることができる。



振り返り・自己評価シート

受講前後で受講生本人が自らのことを確認

事前

・姿勢 ・初期状態

事後

・気づき

事前・事後の変化を自己覚知

平成30年度

障害者総合福祉推進事業における
モデル研修での研修ガイダンス資料例
(一部改変)

初任者研修 振り返り・評価シート (科目別)

氏名: _____

科目名	オリエンテーション 研修受講ガイダンス	受講日	
-----	------------------------	-----	--

本シートは、初任者研修で習得すべきことについて、研修の受講前後の自らの理解度を可視的に捉えるものです。

【事前評価】① 本研修で自らが特に重点的に学ぶべき点を意識して研修に臨む。

【事後評価】① 受講後の学習効果を確認する (身についた、自己評価と相違があった等)。

② 今後の実践や学びに向けた指針を確認する。

○ 以下の獲得目標毎の自己評価を 10 段階で評定し、記入する。

獲得目標	評価		気づき等
	受講前	受講後	
① 相談支援従事者の役割・ミッションについて説明できる。			
② 相談支援従事者に必要とされる力について説明できる。			
③ なぜ学びとその継続が必要か、具体的にどのような学びの方法があるかについて説明できる。			
④ 相談支援専門員の人材育成体系について説明できる。			
⑤ 継続的な学びの必要性について説明できる。			
⑥ 本研修の獲得目標について説明できる。			
⑦ 本研修の構造について説明できる。			

10 9 8 7 6 5 4 3 2 1
←できる できない→

出典

「重要事項の説明・目標設定の確認」

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会（国立障害者リハビリテーションセンター学院）

http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2019/soudanshien_siryuu.html

※ 抜粋、一部改編